

入札説明書等に関する質問回答(第3回)

通番	資料名	頁	項目名	旧(8月20日公表)	新(9月3日)
1	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	7	No.314	「要求水準確認計画書」を「要求水準確認書」に修正します。	「要求水準確認書」を「要求水準確認計画書」に修正します。
2	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	7	No.315	ご指摘の趣旨を踏まえ、「設計図書に係る要求水準確認書においては。」を、「要求水準確認書においては。」に修正します。「取りまとめる」とは、各要求水準に対応し、かつ具体的な方策等を記述したものを、各業務ごとにまとめることをいいます。	「設計図書に係わる」要求水準確認計画書(No.314のとおり要求水準確認書を修正)とは、「事業全体の図書(要求水準書、設計図面、設計内訳書)に係わる」要求水準確認計画書を意味します。また、「取りまとめる」とは、確認計画を各図書ごとにまとめて示すことを指します。
3	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	7	No.330	事業契約書第1条第1項3号の規定では、「本件入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。」と規定しております。双方の規定をあわせて不可抗力について定義しているため、原案のとおりとします。	事業契約書第1条第1項30号の規定では、「本件入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。」と規定しております。双方の規定をあわせて不可抗力について定義しているため、原案のとおりとします。
4	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	8	No.335	別途提示させていただきます。	No.976を御参照ください。
5	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	8	No.336	No.335を御参照ください。	No.976を御参照ください。
6	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	14	No.506	要求水準書を満足するデータを取得するために必要なメンテナンス・検定を行ってください。データ取得に付随する作業は積算の対象とはなりません。	要求水準書を満足するデータを取得するために必要なメンテナンス・検定を行ってください。データ取得に付随する作業は積算の対象とはなりません。
7	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	30	No.827	施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額については、ご指摘のとおりといたします。これに伴い、第73条第2項を以下のとおり修正します。 「2 施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額から当該事業年度の前年度までに機構に引渡済みの本件施設に対する【施設整備費】を控除した額の100分の10以上とし、保証又は保険の有効期間は、工事開始から竣工までの日とする。なお、保証又は保険については、年度ごとに更新する方法によることもできる。」	施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額については、ご指摘のとおりといたします。これに伴い、第73条第2項を以下のとおり修正します。 「2 施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額から当該事業年度の前年度までに機構に引渡済みの本件施設に対する【施設整備費】を控除した額の100分の10以上とし、保証又は保険の有効期間は、工事開始から竣工までの日とする。」
8	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	39	No.970	No.991を御参照ください。	No.936を御参照ください。
9	入札説明書等に関する質問回答(第3回)	39	No.975	変更にあたっては、事業根本を揺るがしかねないことを合理的に説明していただければ、当該変更については強要することはありません。十分な理解と協議を前提と考えております。	変更にあたっては、事業根本を揺るがしかねないことを合理的に説明していただければ、当該変更については強要することはありません。十分な理解と協議を前提と考えております。

入札説明書

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表、7月16日改訂)	新(9月3日)
10	入札説明書		目次 ページ番号		
11	入札説明書	4	第1章 3(8)2 事業スケジュール	維持管理の期間(引継ぎ期間を含む)	維持管理の期間
12	入札説明書	16	第1章 12 入札保証金及び契約保証金	着工日	工事開始日
13	入札説明書	16	第1章 12 入札保証金及び契約保証金	保証金額又は保険金額	契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (2箇所修正)
14	入札説明書	16	第1章 12 入札保証金及び契約保証金	—	・契約保証金の納付 ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (2箇所追加)
15	入札説明書	21	第1章 21(1) 施設整備期間中に係る 保険	事業者は	事業者又は受託者は
16	入札説明書	21	第1章 21(1) 施設整備期間中に係る 保険	建設工事保険	土木工事保険
17	入札説明書	28	第3章 6 設計内訳書	設計内訳総括表	設計内訳書
18	入札説明書 別紙1	i	1.サービス対価の構成 表1 サービス対価の構成	法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益(株主への配当減資)	法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益(株主への配当原資)
19	入札説明書 別紙1	ii	2.サービス対価の仕組み (2)施設整備対価	<様式48>設計内訳総括表を参照し、その詳細については後日公表する設計内訳書を参照すること。	<様式48>設計内訳書を参照すること。
20	入札説明書 別紙1	v	2.サービス対価の仕組み (3)維持管理対価(C)	<様式48>設計内訳総括表を参照し、その詳細については後日公表する設計内訳書を参照すること。また、工事用仮設備の引継ぎに関する条件等については、後日公表する。	
21	入札説明書 別紙1	v	2.サービス対価の仕組み (4)研究支援対価(D)	<様式48>設計内訳総括表を参照し、その詳細については後日公表する設計内訳書を参照すること。	
22	入札説明書 別紙1	iii	2.サービス対価の仕組み (2)2)割賦支払対価(B)	(ア)サービス対価Bの算定方法	(ア)割賦支払対価Bの算定方法
23	入札説明書 別紙1	iii	2.サービス対価の仕組み (2)施設整備対価	—	【(3)施設整備期間短縮の提案を行った場合】を追記】
24	入札説明書 別紙1	vii	4.サービス対価の改定方法 (4)物価変動に伴う研究支援対価の改定	なお、研究支援対価に係る消費税等は、各対価に支払対象期間の消費税等の税率を乗じた額とする。	なお、研究支援対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。
25	入札説明書 別紙1	ix	図1 年度別事業費イメージ	・施設整備費 ・研究支援費 ・維持管理費	・施設整備対価(割賦手数料を除く) ・研究支援対価 ・維持管理対価
26	入札説明書 別紙1	x	別紙1 補足資料	—	【別紙1の補足説明資料として「施設整備対価の支払方法」を追記】

様式集

通番	資料名	頁	項目名	旧(7月2日公表、8月20日改訂)	新(9月3日)
27	様式集	45	事業計画に関する提案書の作成にあたっての注意事項 <様式27>	5 「資金収支計算書等」には、実際の受取や支払の年度(年月)に応じて記載(現計ベース)してください。	【削除】

基本協定書(案)

通番	資料名	頁	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
28	基本協定書(案)	1		幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅱ期)等事業(以下「本事業」という。)に関して、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と構成員(以下総称して「乙」という。)並びに協力会社(第1条(2)号に定める。以下「丙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。	幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅱ期)等事業(以下「本事業」という。)に関して、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と構成員(以下総称して「乙」という。)並びに協力会社(第1条(1)号に定める。以下「丙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。
29	基本協定書(案)	1	(用語の定義)第1条	「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。	「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の契約期間をいう。
30	基本協定書(案)	2	(事業者の出資者)第5条	乙は、次の各号に定める事項を誓約し、別紙4の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出せしめるものとする。	乙は、次の各号に定める事項を誓約し、別紙4の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出するものとする。
31	基本協定書(案)	3	(事業契約の締結)第7条第4項	甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。 (1) 公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令が行われ、当該納付命令が確定したとき。 (2) 乙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 (3) 乙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。 (4) その他乙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。	甲は、事業契約の締結がなされる前に、本事業に関して、乙又は丙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。 (1) 公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令が行われ、当該納付命令が確定したとき。 (2) 乙又は丙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 (3) 乙又は丙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。 (4) その他乙又は丙の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
32	基本協定書(案)	4	(談合等不正行為があった場合の措置)第14条第1項	乙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第59条(事業契約締結時に条数または条文に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第59条(事業契約締結時に条数または条文に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。
33	基本協定書(案)	4	(談合等不正行為があった場合の措置)第14条第2項	乙が、第7条第4項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第59条(事業契約締結時に条数または条文に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。 (1) 第7条第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。 (2) 乙が甲に第7条第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。なお、事業契約書(案)第59条(事業契約締結時に条数または条文に変更があった場合は、当該変更後の条数または条文に拠る。以下、同じ。)に基づき、事業者が違約金の支払いを行った場合は、乙及び丙は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。 (1) 第7条第4項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 (2) 乙及び丙が甲に第7条第4項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

事業契約書(案)

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
34			目次 ページ番号		
35	事業契約書(案)	1	5 契約保証金	免除とする。ただし、第73条(契約の保証)に定める保証又は保険を付すものとする。	第73条(契約の保証)のとおり
36	事業契約書(案)	2	(定義) 第1条第5号	「業務計画」とは、要求水準書に定める、維持管理業務に関する業務計画をいい、業務計画書(基本計画、年度実施計画、長期実施計画)及び省エネルギーに関する業務計画書に記載されたものを指す。	「維持管理業務計画書」とは、要求水準書に定める、維持管理業務に関する業務計画をいい、維持管理業務計画書(基本計画、年度実施計画、長期実施計画)及び省エネルギーに関する業務計画書に記載されたものを指す。
37	事業契約書(案)	2	(定義) 第1条第19号	「施設整備期間」とは、本契約締結日の翌日から施設整備対象部分全部引渡完了日までの期間をいう。	「施設整備期間」とは、本契約締結日から施設整備対象部分全部引渡完了日までの期間をいう。
38	事業契約書(案)	3	(定義) 第1条第36号	「施設整備対象部分完成予定日」とは、施設整備対象部分の全部を完成すべき日をさし、平成27年3月31日をいう。	「施設整備対象部分全部完成予定日」とは、施設整備対象部分の全部を完成すべき日をさし、平成27年3月31日をいう。
39	事業契約書(案)	4	(本事業の実施) 第6条第2項	事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約に従い、本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施するものとし、 <b>本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする</b>	事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約に従い、本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施するものとし、 <b>本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする</b>
40	事業契約書(案)	5	(保険) 第12条	事業者は、本事業期間中、事業者の判断により自ら加入する保険のほか、自らの責任において、自ら、又は施設整備企業(第21条(施設整備業務)における第三者の使用)第4項に定義する。以下同じ。)、維持管理企業(第37条(維持管理業務)における第三者の使用)第4項に定義する。以下同じ。)若しくは研究支援企業(第45条(研究支援業務)における第三者の使用)第4項に定義する。以下同じ。)をして、「別紙2 事業者等が付保する保険」に定める保険(提案書において事業者が付保することを提案した保険を含む。)に加入し、又は加入させ、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証書又はこれに代わるものを保険加入後直ちに機構に提示しなければならない。	事業者は、本事業期間中、事業者の判断により自ら加入する保険のほか、自らの責任において、自ら、又は施設整備企業(第21条(施設整備業務)における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。)、維持管理企業(第37条(維持管理業務)における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。)若しくは研究支援企業(第45条(研究支援業務)における第三者の使用)第5項に定義する。以下同じ。)をして、「別紙2 事業者等が付保する保険」に定める保険(提案書において事業者が付保することを提案した保険を含む。)に加入し、又は加入させ、保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証書又はこれに代わるものを保険加入後直ちに機構に提示しなければならない。
41	事業契約書(案)	6	(一般的損害) 第15条	施設整備対象部分引渡し前に本件施設に生じた損害、その他事業期間中に事業者が行う業務に関して生じた損害は、機構の帰責事由により生じたもの及び本契約において機構の負担とする別段の定めがあるものを除き、事業者の負担とする。	施設整備対象部分引渡し前に本件施設に生じた損害、その他事業期間中に事業者が行う業務に関して生じた損害は、機構の帰責事由により生じたもの及び本契約において機構の負担とする別段の定めがあるものを除き、事業者の負担とする。
42	事業契約書(案)	6	(設計図書の変更) 第18条第2項	事業者が機構の承諾を得て、事業者の責めに帰すべき事由(事業者の提案にかかる設計図書の不備による場合を含む。)により設計図書の変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用が生じたときは、事業者がその追加費用を負担する。	事業者が、機構の請求により、又は機構の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該変更により生じた追加費用の負担については以下のとおりとする。 (1) 当該変更が事業者の責めに帰すべき事由(事業者の提案にかかる設計図書の不備により場合を含む。)に基づく場合は事業者が負担する。 (2) 当該変更が法令変更に基づく場合は第68条、不可抗力に基づく場合は第71条の規定に従う。 (3) 当該変更が前各号に定める事由以外の事由に基づく場合は機構が負担する。
43	事業契約書(案)	7	(施設整備業務における第三者の使用) 第21条第2項	この場合、事業者は、当該業務の請負に係る契約締結予定日の14日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、機構の承諾を得なければならない。	この場合、事業者は、当該業務の請負に係る契約締結予定日の14日前までに、機構に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該契約書案を提示し、機構の承諾を得なければならない。
44	事業契約書(案)	9	(工事の一時中断) 第26条第3項	第1項の工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他の本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な追加費用が必要となったとき、又は、事業者が本件工事の施工の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な追加費用又は被った合理的な損害を負担する。	第1項に基づき工事の施工が一時中止された場合、かかる中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は不可抗力若しくは法令の変更による場合を除き、事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、若しくはその他の本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な追加費用が必要となったとき、又は、事業者が本件工事の施工の一時中止により損害を被ったときは、機構は必要となった合理的な追加費用又は被った合理的な損害を負担する。

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
45	事業契約書(案)	11	(瑕疵担保) 第34条第3項	事業者は、施設整備企業をして、機構に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を施設整備企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、「別紙4 保証書様式」に定める様式による。	事業者は、建設企業をして、機構に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を建設企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は、「別紙4 保証書様式」に定める様式による。
46	事業契約書(案)	11	(業務計画の提出) 第36条	(業務計画の提出) 第36条 事業者は、要求水準に従って、業務計画を作成し、機構に提出し、確認を受ける。 2 事業者は、要求水準及び業務計画に従って、維持管理業務を実施する。 3 機構は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について機構と事業者で協議を行い、事業者の合意を得る。 4 事業者は、業務計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容について機構の承諾を得て行なわなければならない。	(維持管理業務計画書の提出) 第36条 事業者は、要求水準に従って、維持管理業務計画書を作成し、機構に提出し、確認を受ける。 2 事業者は、要求水準及び維持管理業務計画書に従って、維持管理業務を実施する。 3 機構は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について機構と事業者で協議を行い、事業者の合意を得る。 4 事業者は、維持管理業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容について機構の承諾を得て行なわなければならない。
47	事業契約書(案)	12	(維持管理業務の実施) 第39条第3項	機構は、第36条(業務計画の提出)第4項に従って、要求水準を変更する場合で、維持管理業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担するが、かかる費用が減少する場合には、当該減少費用相当額を維持管理対価から減額する。	機構は、第36条(維持管理業務計画書の提出)第3項に従って、要求水準を変更する場合で、維持管理業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担するが、かかる費用が減少する場合には、当該減少費用相当額を維持管理対価から減額する。
48	事業契約書(案)	13	(総則) 第43条	事業者は、研究支援開始日以降、要求水準に従って、研究支援業務を開始する義務及び責任を負い、かつ、研究支援業務実施期間中、要求水準に従って、研究支援業務を行う義務及び責任を負う。	事業者は、研究支援業務開始日以降、要求水準に従って、研究支援業務を開始する義務及び責任を負い、かつ、研究支援業務実施期間中、要求水準に従って、研究支援業務を行う義務及び責任を負う。
49	事業契約書(案)	15	(サービス対価の支払) 第50条第1項	但し、緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、別途サービス対価の支払やその他の追加の支払を行うことを要しない。	但し、要求水準に定める緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、別途サービス対価の支払やその他の追加の支払を行うことを要しない。
50	事業契約書(案)	18	(本件施設の完成前の解除) 第57条第1項	前条の解除事由に該当する場合においても、機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。	前条の解除事由に該当する場合においても、本件施設の完成前において機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。
51	事業契約書(案)	18	(本件施設の完成前の解除) 第57条第6項	機構は、第3項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額(履行保証保険金の充当、サービス対価との対当額での相殺により決済した場合は、その残額)を一括して支払うか、これにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。	機構は、第3項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額(契約保証金等(第59条(違約金等)第4項に定義する。))の充当、サービス対価との対当額での相殺により決済した場合は、その残額。以下本条及び次条において、「本件サービス対価未払額」という。)から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。
52	事業契約書(案)	18	(本件施設の完成前の解除) 第57条第7項	7 機構は、本件施設の建設進捗程度からみて、掘削坑道の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、事業者に対し、事業者の負担で掘削坑道を原状回復するよう請求できる。	(削除)
53	事業契約書(案)	18	(本件施設の完成前の解除) 第57条第8項	8 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、機構は、事業者にとって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、機構の処分について異議を申し出ることができない。	7 第5項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、機構は、事業者にとって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、機構の処分について異議を申し出ることができない。
54	事業契約書(案)	19	(本件施設の完成後の解除) 第58条第1項	第58条 第56条(事業者の債務不履行による契約解除)に規定する場合においても、機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。	第58条 第56条(事業者の債務不履行による契約解除)に規定する場合においても、本件施設の完成後であって機構が本事業を継続させると判断した場合、機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ、又は事業者の株主をしてその全株式を機構が承諾する第三者へ譲渡させることができる。

番号	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
55	事業契約書(案)	19	(本件施設の完成後の解除) 第58条第3項	機構は、前項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額(履行保証保険金の充当(ただし、履行保証保険につき施設完成後に充当可能性がなければ適用しない)、サービス対価との相殺により決済した場合は、その残額)を一括して支払うか、これにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。	機構は、前項に基づき事業者に支払う本件サービス対価未払額から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従って支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従って支払うかのいずれかを選択できる。
56	事業契約書(案)	19	(違約金等) 第59条第1項第1号、第2号、第3号	(1) 解除対象となった業務が施設整備業務の場合は、施設整備対価の総額から解除時まで機構に引渡済みの本件施設に対する施設整備対価を控除した額の100分の10に相当する額 (2) 解除対象となった業務が維持管理業務の場合は、解除された当該一事業年度の維持管理対価の合計額の100分の10に相当する額 (3) 解除対象となった業務が研究支援業務の場合は、解除された当該一事業年度の研究支援対価の残額の100分の10に相当する額	(1) 解除対象となった業務が施設整備業務の場合は、施設整備対価の総額から解除時まで機構に引渡済みの本件施設に対する施設整備対価を控除した額の100分の10に相当する額(ただし、「別紙6 業務状況の監視及び改善措置について」第3章1.(1)の違約金が支払われている場合には、本号の違約金からその額を控除する。) (2) 解除対象となった業務が維持管理業務の場合は、解除された当該一事業年度の維持管理対価の100分の10に相当する額 (3) 解除対象となった業務が研究支援業務の場合は、解除された当該一事業年度の研究支援対価の100分の10に相当する額
57	事業契約書(案)	19	(違約金等) 第59条第3項	本件施設の完成前に、構成員又は提案書等で明示した協力会社が、第56条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項の各号の一に該当することが発覚したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、機構の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として機構の指定する期限までに支払わなければならない。なお、基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第1項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。	構成員又は提案書等で明示した協力会社が、第56条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項の各号の一に該当することが発覚したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、機構の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として機構の指定する期限までに支払わなければならない。なお、基本協定書第14条(談合等不正行為があった場合の措置)第1項に基づき、構成員が機構に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業者は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。
58	事業契約書(案)	20	(違約金等) 第59条第4項	機構は、事業者が機構に差し入れている第73条(契約の保証)の保証に基づく保証金又は履行保証保険金を、第2項の違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。	機構は、事業者が機構に差し入れている第73条(契約の保証)に基づく契約保証金、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の換金、保証又は履行保証保険に基づく金員(以下「契約保証金等」という。)を、第1項ないし前項の違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。
59	事業契約書(案)	20	(機構の債務不履行による契約解除) 第60条第3項	本契約が、本件施設が完成する前に、本条第1項又は第2項に基づき、解除されたときは、事業者は機構に対し、本件施設を本契約解除時における現状で引渡し所有権を移転するものとし、この場合、機構は、事業者に対し、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価(本件施設の施設整備業務に関する出来形部分に対する未払いの施設整備対価を含む)を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。	本契約が、本件施設が完成する前に、本条第1項又は第2項に基づき、解除されたときは、事業者は機構に対し、本件施設を本契約解除時における現状で引渡し所有権を移転するものとし、この場合、機構は、事業者に対し、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価(本件施設の施設整備業務に関する出来形部分に対する未払いの施設整備対価を含む)を、機構の選択により、一括で支払うか又は契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
60	事業契約書(案)	20	(機構の債務不履行による契約解除) 第60条第4項	本契約が、本件施設が完成した後に、本条第1項又は第2項に基づき、解除されたときは、機構は、本契約のうち既に機構及び事業者がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、また、機構は、事業者に対し、本件施設の施設整備対価、及びその他の業務のうち、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。	本契約が、本件施設が完成した後に、本条第1項又は第2項に基づき、解除されたときは、機構は、本契約のうち既に機構及び事業者がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、また、機構は、事業者に対し、本件施設の施設整備対価、及びその他の業務のうち、事業者が履行済みの業務に相当する未払いのサービス対価を、機構の選択により、一括で支払うか又は契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。
61	事業契約書(案)	22	(本契約終了時の本件施設の状態等) 第64条第5項	本契約終了後、機構は、本件施設の検査を行い、当該検査において本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、事業者は、事業者の責任及び費用において、当該水準に達するまで本件施設の修繕をしなければならない。	本契約終了後、機構は、本件施設の検査を行い、当該検査において本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、事業者は、事業者の責任及び費用において、当該水準に達するまで本件施設の修繕をしなければならない。ただし、修繕費用の負担については、かかる水準未達が、機構の責めに帰すべき事由による場合には機構が負担し、法令改正又は不可抗力による場合はそれぞれ第68条(法令改正等による増加費用等の負担)又は第71条(不可抗力による増加費用等の負担)第1項の定めに従う。

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
62	事業契約書(案)	22	(本契約終了後の引き継ぎ等) 第65条第2項	業務引継ぎのために要する費用は、事業者の負担とする。ただし、本契約が第60条(機構の債務不履行に基づく解除)又は第61条(機構による任意解除)に基づき終了した場合で、事業期間の満了によらずして本契約が終了したことから早期に引継ぎが必要となったことにより事業者に追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用及び損害部分は、合理的な範囲内で機構が負担するものとする。また、不可抗力により本契約が終了した場合に要する引継ぎ費用の負担は、「別紙9 不可抗力による追加費用及び損害の負担」とおりとする。	業務引継ぎのために要する費用は、事業者の負担とする。ただし、本契約が第60条(機構の債務不履行に基づく解除)又は第61条(機構による任意解除)に基づき終了したことから早期に引継ぎが必要となったことにより事業者に追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用及び損害部分は、合理的な範囲内で機構が負担するものとする。また、法令改正等又は不可抗力により本契約が終了した場合で、事業期間の満了によらずして本契約が終了したことから早期に引継ぎが必要となったことにより事業者に追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用及び損害の負担は、法令改正等による場合は「別紙8 法令改正等による追加費用又は損害の負担」とおりとし、不可抗力による場合は「別紙9 不可抗力による追加費用及び損害の負担」とおりとする。  ※追加費用から追加費用への修正は、上記に加え、目次、第2章第8条の表題、第8条表題及び本文、第18条第2項、第53条第1項、第60条第5項、第64条第4項、第65条第2項、別紙9において同様の修正を行う。
63	事業契約書(案)	23	(不可抗力による追加費用等の負担) 第71条第2項	前項にかかわらず、機構及び事業者の責めに基つかない事由により工事用電力が停電し、事業者に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、12時間未満の停電の場合は事業者の負担とし、12時間以上の停電の場合は機構の負担とする。	前項にかかわらず、機構及び事業者の責めに基つかない事由により工事用電力が停電し、事業者に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、(i)12時間未満の停電の場合は当該停電による追加費用又は損害は事業者の負担とし、(ii)停電が12時間以上となった場合は、当該停電のうち12時間未満の部分による追加費用又は損害は事業者の負担とし、当該停電のうち12時間を超える部分による追加費用又は損害は機構の負担とする。
64	事業契約書(案)	24	(契約の保証) 第73条第1項	(1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結	(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
65	事業契約書(案)	24	(契約の保証) 第73条第2項	施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額の100分の10以上とし、保証又は保険の有効期間は、工事開始日から竣工までの日とする。	施設整備業務にかかる契約保証金額、保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額から当該事業年度の前年度までに機構に引渡し済みの本件施設に対する施設整備費を控除した額の100分の10以上とし、契約保証金の納付期間、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供期間又は保証若しくは保険の有効期間は、工事開始日から竣工までの日とする。
66	事業契約書(案)	25	(契約の保証) 第73条第3項	維持管理業務にかかる保証金額又は保険金額は、事業年度毎の維持管理費に相当する額の100分の10以上とし、保証又は保険の有効期間は、維持管理期間とする。	維持管理業務にかかる契約保証金額、保証金額又は保険金額は、事業年度毎の維持管理費(維持管理対価のうち、「別紙5 サービス対価の金額」にいう維持管理費をいう。)に相当する額の100分の10以上とし、契約保証金の納付期間、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供期間又は保証若しくは保険の有効期間は、維持管理期間とする。なお、保証又は保険については、年度ごとに更新する方法によることもできる。
67	事業契約書(案)	25	(契約の保証) 第73条第4項	事業者は、第1項第3号に定める履行保証保険契約を締結する代わりに、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結せしめることができる。	事業者は、第1項第5号に定める履行保証保険契約を締結する代わりに、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業又は維持管理受託者に締結せしめることができる。
68	事業契約書(案)	25	(契約の保証) 第73条第6項	事業者は、第1項第3号又は第4項に従い、履行保証保険契約を締結した場合には、履行保証保険の有効期間の開始日までに、履行保証保険契約に基づく保険証券の原本を機構に提出するものとする。	事業者は、第1項第5号又は第4項に従い、履行保証保険契約を締結した場合には、履行保証保険の有効期間の開始日までに、履行保証保険契約に基づく保険証券の原本を機構に提出するものとする。



通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
69	事業契約書(案)	25	(公租公課の負担) 第74条	機構は、事業者に対してサービス対価(及びこれに対する消費税相当額(消費税(「消費税法」(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。))及び地方消費税(「地方税法」(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。))相当額をいう。)を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。	機構は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額(消費税(「消費税法」(昭和63年法律第108号)に定める税をいう。))及び地方消費税(「地方税法」(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税をいう。))相当額をいう。)を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。
70	事業契約書(案)	26	(財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施) 第78条第1項	また、当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。	また、機構は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。
71	事業契約書(案)	26	(財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施) 第78条第4項	前項に定める業務監視は、事業契約日(以下「契約日」という。))が属する月から開始する。	前項に定める業務監視は、本契約契約日(以下「契約日」という。))が属する月から開始する。
72	事業契約書(案)	26	(事業者の解散の制限) 第80条	ただし、機構の認める事業者への出資者が、本契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、免責的に債務引き受けを行う場合には、この限りではない。	ただし、機構の認める事業者への出資者(事業者の株主をいう。以下同じ。))が、本契約に定める本事業の終了日後の事業者の義務につき、免責的に債務引き受けを行う場合には、この限りではない。
73	事業契約書(案)	33	別紙1 日程表	契約日(本事業開始日、維持管理開始日)	契約日(本事業開始日、維持管理開始日、研究支援業務開始日)
74	事業契約書(案)	34	別紙2 事業者等が付保する保険	事業契約書に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。 事業者及び施設整備企業、維持管理企業、研究支援企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。	本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。 事業者及び施設整備企業、維持管理企業、研究支援企業は、以下の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。
75	事業契約書(案)	34	別紙2 事業者等が付保する保険	※保険内容は事業者の判断に基づくものとする。また、義務付け保険以外の保険の付保については、事業者の提案とする。	※保険内容は事業者の判断に基づくものとする。また、義務付け保険以外の保険の付保については、事業者の提案とする。ただし、事業者は、いずれの保険契約においても、保険会社に対し、保険会社が要求水準書に定める1期工事及び2次工事の工事施工者を含めた当事者に対する求償権を行使しないことを義務付けるものとする。
76	事業契約書(案)	34	別紙2 事業者等が付保する保険 1. 建設業務に関する保険	(1)建設工事保険	(1)土木工事保険
77	事業契約書(案)	36	別紙4 保証書様式	〔施設整備企業〕(以下「保証人」という。))は、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業(以下「本事業」という。))に関連して、●●(以下「事業者」という。))が独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。))との間で締結した平成22年●月●日付け幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業契約(以下「事業契約」という。))に基づいて、事業者が機構に対して負担する第1条に定義される主債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。))。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。	〔建設企業〕(以下「保証人」という。))は、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業(以下「本事業」という。))に関連して、●●(以下「事業者」という。))が独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。))との間で締結した平成22年●月●日付け幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業契約(以下「事業契約」という。))に基づいて、事業者が機構に対して負担する第1条に定義される主債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。))。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。
78	事業契約書(案)	41	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について 第2章2.(1)基本的な考え方	事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書による確認を行うとともに、業務実施企業が作成した要求水準確認報告書、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、機構に報告を行う。	事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書をもとに、業務実施企業が作成した要求水準確認報告書、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を踏まえて要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、機構に報告を行う。
79	事業契約書(案)	41	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について 第2章2.(2)書類による確認	なお、要求水準確認計画書・同報告書の作成は、要求水準書に定める者が実施するものとするが、事業者はこれを提出し包括的な責任を負う。	なお、要求水準確認計画書・同報告書は、事業者がこれを作成し、提出する。

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
80	事業契約書(案)	41	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について第2章3.(1)②機構による業務監視	地下施設に係る不具合があった場合、当該事象について、 <u>管理官署</u> は報告に基づき、施設整備業務の要求水準に係る事項に該当するか、維持管理業務の要求水準に係る事項か、研究支援業務の要求水準に係る事項かを、必要に応じて機構と協議する。その結果を踏まえ、機構は事業者と協議の上、確認する。	地下施設に係る不具合があった場合、当該事象について、 <u>機構</u> は報告に基づき、施設整備業務の要求水準に係る事項に該当するか、維持管理業務の要求水準に係る事項か、研究支援業務の要求水準に係る事項かを、必要に応じて機構と協議する。その結果を踏まえ、機構は事業者と協議の上、確認する。
81	事業契約書(案)	42	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について第3章1.(1)施設整備業務に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等	また、あわせて減額額と同額の違約金を課することができる。	また、あわせて減額額と最大同額の違約金を課することができる。
82	事業契約書(案)	44	別紙6 業務状況の監視及び改善措置について第3章3.(4)③	機構は、上記の措置に加え、業務不履行期間に係る、当該業務不履行部分の維持管理対価又は研究支援費対価及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の維持管理対価又は研究支援対価を支払わない。	機構は、上記の措置に加え、業務不履行期間に係る、当該業務不履行部分の維持管理対価又は研究支援対価及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の維持管理対価又は研究支援対価を支払わない。
83	事業契約書(案)	52	別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担	②消費税に関する法令変更	②消費税及び地方消費税に関する法令変更
84	事業契約書(案)	53	別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担	1 施設整備業務に関する追加費用及び損害の負担 不可抗力が生じ、これにより、施設整備業務に関し、事業者が発生した合理的な追加費用又は損害については、施設整備対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、本件施設の完成前に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で施設整備対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。 <u>ただし、事業者が「別紙2 事業者等が付保する保険」に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、機構が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。</u>	1 施設整備業務に関する追加費用及び損害の負担 不可抗力が生じ、これにより、施設整備業務に関し、事業者が発生した合理的な追加費用又は損害(「別紙2 事業者等が付保する保険」により付された保険等により填補された部分を除く。以下本別紙において同じ。)については、施設整備対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、本件施設の完成前に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で施設整備対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。
85	事業契約書(案)	53	別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担	2 維持管理業務に関する追加費用及び損害の負担 不可抗力が生じ、これにより、維持管理業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度の維持管理対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。 <u>ただし、事業者が「別紙2 事業者等が付保する保険」に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、機構が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。</u>	2 維持管理業務に関する追加費用及び損害の負担 不可抗力が生じ、これにより、維持管理業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者が追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度の維持管理対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。

通番	資料名	頁(新)	項目名	旧(7月2日公表)	新(9月3日)
86	事業契約書案	53	別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担	<p>3 研究支援業務に関する追加費用及び損害の負担          不可抗力が生じ、これにより、研究支援業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の研究支援対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度の研究支援対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。</p> <p>ただし、事業者が「別紙2 事業者等が付保する保険」に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、機構が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。</p>	<p>3 研究支援業務に関する追加費用及び損害の負担          不可抗力が生じ、これにより、研究支援業務に関し、一事業年度内に事業者が発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の研究支援対価の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。また、一事業年度内に不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ事業者に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度の研究支援対価(ただし、「入札説明書別紙1 サービス対価の構成及び支払方法」による改定を考慮した金額とする。)の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については機構が負担する。</p>